ている場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、変更後の出力が、１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満になる場合は様式第３の２、５０ｋＷ以上になる場合は様式第３により申請すること。
また、電力会社による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあっては、変更理由欄の「電力会社都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。

（注１２）地番の追加・削除又は発電設備の移設により発電設備の設置場所に変更がある場合は、全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。
市町村合併や区画整理等により設備の設置場所の表記に変更がある場合は、様式第５により届け出ること。

（注１３）第一種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋＷ未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満となる場合をいう。第二種複数太陽光発電設備設置事業は、その出力が１０ｋＷ未満の太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を電気事業者に対して供給する事業であって、当該事業に用いる太陽光発電設備の出力の合計が５０ｋＷ以上となる場合をいう。
なお、第一種複数太陽光発電設備設置事業又は第二種複数太陽光発電設備設置事業として認定を受ける場合は、解体等に要する費用を、外部積立て（法第１５条の６から第１５条の１０までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。）の方法により積み立てるものとする。

（注１４）屋根設置又は地上設置に変更がある場合に記載すること。

（注１５）太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」について記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池
Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
変更前の変換効率は、「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを入れること。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。

（注１６）配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。
Ｚ：全量配線
Ｙ：余剰配線

（注１７）接続契約解約後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日が変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要。接続契約解約後の再締結に該当するのは、工事費負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後に再締結する場合で、再接続検討後の再締結に該当するのは、事業者起因による接続先の送電系統の変更（移設の場合を除く）、新設アクセス線の施設方法の変更、新設アクセス線の施設者の変更の理由により、再接続検討がなされ、その後に再締結する場合である。

（注１８）保守点検責任者について、氏名若しくは名称のみを変更する場合又は会社の分割若しくは吸収合併により変更する場合は、変更後に様式第６により届け出ること。

（注１９）事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合に記載すること。なお、変更後欄に全ての内容を記載できない場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。

（注２０）発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や電気事業法に基づく特定供給を自家消費等という。既築建造物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年（法第９条第１項に基づく認定申請の日から遡って１年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。

（注２１）事業者を変更し、右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。

（注２２）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。

（注２３）認定計画の内容の変更に伴い、必要な書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「有」、変更がない項目は「無」のボックスにチェックを付すこと。

（注２４）公的機関の発行する書類については、申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。

（注２５）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。

（注２６）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。

（注２７）申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始時までに提出すること。

（注２８）検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。

（注２９）写真については、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始時までに提出すること。

（注３０）標準構造図及び標準配線図の変更については、提出を省略することができる。変更後の欄には、「提出省略」と記載すること。それ以外の図面の変更の場合は、変更後の図面を提出すること。

（注３１）発電設備の出力、接続契約締結日を変更する場合に添付すること。

（注３２）当該申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために、第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。

（注３３）太陽光発電設備の出力を１０ｋＷ以上から１０ｋＷ未満に変更するため、申請書を提出する場合、「太陽光発電設備の出力減少に伴う廃棄の実施状況等報告書」を添付すること。

（注３４）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。